

第7回中井町自治基本条例策定検討委員会 会議録

日 時	平成25年7月30日（火）14時～
場 所	中井町役場3階3A会議室
出 席 者	野口委員（会長）、植木委員（副会長）、重田委員、市川委員、和田委員、加藤委員、松田委員、早野委員、相原委員、小清水委員、吉居委員 <事務局> 星野参事兼企画課長、天野政策班長、紺野主任主事

1. 中井町自治基本条例に関する町への提言について

2. 議題

(1) 中井町自治基本条例逐条解説（案）についての検討

(2) その他

<議事録>

中井町自治基本条例に関する町への提言について

会長

今回で第7回目の策定検討委員会になる。これまで約1年検討していただいた。提言をどのような条例案とするかについては、現在、町で検討を進めており、条文に解説が付く形になる。

本日は、町長に提言書を渡すことになっている。その後、逐条解説案を見ながら、さらにご意見をいただきたいと思っている。

(提言書受け渡し)

町長

本日は、暑い中ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、ただいま会長から提言書をいただき、昨年8月末の第1回から本日に至るまで、長い間のご検討に感謝申し上げます。

今回、委員の皆様のご検討により、本町が抱える様々な課題・提言をいただいた。自治基本条例は、中井町の憲法といえるものになるので、町民が安心して暮らせるまちづくりの土台として、しっかりしたものにしていかなければならない。

私は常に、次の世代に中井町の素晴らしい環境を受け継ぐべきであると考えており、子どもたちが安心して暮らせるまちづくりとして、医療費の無料化等に取り組んできた。また、地域においても、それぞれの形で子育て支援を行っており、子どもたちの登下校の見守りなど、地域ぐるみで安全安心なまちづくりを進めていただいていることに対し、重ねて御礼申し上げます。

本日、会長から提言書をいただきましたので、つぶさに検討を重ねていく。これからのより良い町をつくるため、皆様方より一層のご指導・ご協力をお願いいたします。

議題（１）中井町自治基本条例逐条解説（案）についての検討

会長

提言書を受けて町で条文を検討していただいているので、事務局から説明してもらい、ご議論いただこうと思う。

事務局

逐条解説案について説明（略）。

会長

はじめに、前文をどうするかについて、町の方も最終判断したいということなので、この場でご意見をいただきたい。それから、「町民」と「住民」の用語の使い分け、「町」と「町長」の用語の使い分けなど、分かりやすいかを含めてご意見いただければと思う。

委員

（案の１）の方が、中井町の成り立ちが表現されているので、誰が見ても分かりやすいと思う。

委員

これだけ分量のある条文であれば、（案の１）の前文でも必ずしも長くはないと思う。もっと条文の分量が少なければ（案の２）になる。（案の２）でも特に違和感はない。

会長

解説も含めて（案の１）をみるとそれほど長くない印象を受けるが、条文だけ抜き出してみると、他の自治体と比べ、若干長いような気がする。

委員

（案の１）の方が、中井町の環境や成り立ちがよく分かる。その意味では、少し長めかもしれないが、こちらの方が分かりやすいと思った。（案の２）だと大分短くなっているが、中井町の特徴的なものが簡素化され過ぎているという印象を受けた。

委員

（案の１）にも（案の２）にも記載のある「生活圏を重視した中で目指していきます」という表現が引っかかる。確かに、町民の生活圏は秦野・二宮にあり、それに対し行政は県西圏域に属しており、バランスがとれていないことは十分に承知しているが…。「安全で明るく健康な、誰もが住んでみたいと思うまちづくりを目指していきます。」という表現でいいのではないかと感じる。

会長

「生活圏」という言葉の問題ではなく、「生活圏を重視した」というフレーズに違和感があるということか。

委員

「生活圏」という言葉はいいのだが。

委員

行政圏と生活圏がずれていることが、まちづくりにとっては一番大きな課題であると思う。

委員

中井町の置かれている環境や位置を想像しやすく、また、歴史もある程度は（案の1）のように入れた方がいいと思う。ただ、「蛍が飛び交う」という表現が出てくるが、果たして今の状況は、「飛び交う」状況なのか疑問に思う。どの地域にも出ているのであれば、「飛び交う」でいいのだが。

委員

当初は井ノ口小学校で養殖していたが、今はそれが野生化して、自然に発生してきているのではないか。

委員

農業委員会でも河床整備をして、蛍の発生する場所を作っている。自然発生でも出ることは出るが、「飛び交う」ほどの発生量はないと思う。

会長

文章としては「豊富な地下水」に係る修飾語ということではないか。

委員

家の近所にも毎晩 100 匹くらい発生する川があるが、毎年努力して養殖している人がいるからである。水の豊かさを表現するための言葉であれば異議はないが。

委員

「誰もが住んでみたいと思うまちづくりを、生活圏を重視した中で目指していきます」という表現は変えた方がいいと思う。生活圏と行政圏が違うことは、町民は理解している。ただし、「生活圏を重視」したまちづくりを行っていくことを行政で謳ってしまっていいものか疑問に思う。

（行政圏は県西圏域の2市8町であるが、）生活圏は秦野や二宮、平塚に引っ張られているから、これは載せておかないといけないと思う。町民は、行政と同じようなまちづくりを行うのではなく、生活圏を重視したまちづくりを行うということだが、少し言い回しを変えた方がいいと思う。

ここは大事なポイントなので、入れておいた方がいいと思う。

会長

町のコミュニティバス（オンデマンドバス）は、生活圏重視型の運行ルートになっていると考えて良いか？

委員

そのとおり。まさしく生活圏である。

委員

（案の1）にも（案の2）にも記載のある「秀峰富士」の「秀峰」という言葉は、秀でた山という意味合いかと思うが、富士山はつい先日、世界遺産になったばかりであり、昔から人々の信仰の対象となっていたことを考えると、「霊峰」という言葉を用いて「霊峰富士」とした方が妥当なように思う。

委員

前文の原案を書いた者としては、「秀峰富士」でも「霊峰富士」でもどちらでも良いと考えている。より明確にできるのであれば、「霊峰」が良いと思う。

委員

辞書には「秀峰」という言葉が載っていなかったが、町では使っている言葉なのだろうか。

委員

町の自治功労者の集まりの最高の階位は「秀峰」を使っている。

委員

個人的には（案の2）が良いと思う。五所八幡宮や山車や鷺の舞は、みんな分かっている。また合併のこともみんな分かっている。その面から考えると長いと思う。

どちらかに決める場合、最終的には多数決で決まるのか。

会長

最終的には、町長が議会に提案するので、制度的には最後の判断は町長が行うということになる。

委員

（案の2）の最初に「中井町は、」とあるが、「私たちの中井町は、」と始めるのが良いと思う。また、富士山については、子どもの頃から「霊峰富士」で言い慣わしている。

委員

私も基本的には（案の１）で賛成だが、ただ少し長い感じがする。その中で、「鷺の舞」とか「蛍が飛び交う」といった文面が入っていれば問題ないと思う。

委員

自分は（案の２）が良いと思ったが、（案の１）にする場合は、中村地区については五所八幡宮が記載されているが、井ノ口地区の特徴を表すような記載がないので、両地域のバランスを考えて、巖島湿生公園などを載せた方がよいと思う。あるいは、「蛍が飛び交う」と記載のあるところに、井ノ口地区の特徴として、水が豊富であるということを表す文章があればよいと思う。

会長

およそ半々に分かれた。（案の１）の良さは、目に見えて中井町の風景が分かるところであり、（案の２）はコンパクトにまとまっている良さがある。中庸をとると、（案の２）を基礎として、（案の１）の特徴的なところを付け足して、中井町の条例であることが分かるようにすべきかと思われる。ここは事務局と会長で相談して決めたいと思うがどうか。

また、「秀峰」が良いか「霊峰」が良いかということも含めて、辞書や言葉の使用例を見ながら判断させていただければと思う。また、「生活圏を重視」という文言についても、一連の文章のなかで違和感のないように書くということで、原案作成者の意見を参考にしながら、修正をさせていただくということで了解いただきたい。

（異論なし）

会長

続いて、本文はいかがか。

委員

31 ページの第 20 条解説にある「常に生きた条例としていく」という表現はおかしい。他の条例はみんな死んでしまっている、と捉えられかねない。

会長

「町民にしっかりと根付いた」とか、「みんなで運用しやすい」といったものはどうか。

事務局

事務局の整理の中でも、この表現について意見が出たところである。今回、修正する前に資料を送らざるをえなかったこともあり、本日改めて意見をいただければと思う。

委員

例えば、「時代にあった条例としていくことが求められる」と、少し柔らかくしてはどうか。

委員

条例の見直しについて、「4年を超えない期間」という表現がどうしても引っかかる。今、提案のあった「時代にあった条例としていくことが求められる」といった説明にすると、では「4年」と「時代」の関係はどうかと思う。町長の任期の4年に捉われ過ぎている嫌いがあり、違和感がある。

委員

これは年数を入れなければいけないものなのか。

会長

そのようなことはないと思う。

委員

1回作って、その後、どのように運用されているか分からなくなってしまう条例が多い中で、町の最高規範にあたる条例となるのだから、4年に1回くらいは（変えるという意味合いではなく）目を通そうよ、という意味のものではないか。

委員

逆に言えば、4年としてしまうと町長の任期と重なるので、町長に責任を持って任期を全うしてもらうためには見直しが必要だ、と聞こえてしまう。（町の）憲法にあたるものをその度に変えられては困る、国の憲法も簡単に換えられては困る、という意見がある。

委員

敢えて4年といわないで、「必要に応じて」というようにしておけば、時代が変われば、このままでは通らない、というものも出てくるのではないかと思う。

委員

この条例は、基本的に理念条例であるので、ある程度どこかでチェックしないと、ずっと休眠状態になってしまうことになると思う。

会長

解説には、この条例は、度々変えるような性格ではない、安定して運用されることが必要、という文章も入っている。条例によっては、毎年点検することを定めているものも少なくはないが、「4年」というのは町長の任期のうち、1回くらいはきちんと確認しようということなので、検証した上で、見直す必要がなければ当然見直す必要はない、という条項になっているのではないかと思う。

事務局

会長の話に関連して、この条例をもとに新しい条例を作る、あるいは、新しい制度を作るといった成果を確認して、それをさらに伸ばすのであればこの条例にも手を付けるといったニュアンスで、数年先に評価をすることも必要になると考えている。

会長

こうした条項が出てきたのは、ここ十数年くらいのことで、自治基本条例などができて、時代の流れの中で生まれた条項と理解していただきたい。

委員

先ほどの解説のところの「常に生きた条例としていく」の部分だが、そこは省いて、「～町民のためのものとなっているかを点検していくことが求められます。」で良いのではないかと。

委員

そういう言い方になると、年数にこだわらず、点検を必要に応じてやる、ということで良いのではないかと思う。

会長

年数を区切らず、必要なときにやるというのは難しいか。ここはパブリックコメントで町民の意見を聞いて、場合によっては修正することとし、最終的には町の判断に任せることとしたい。

「生きた条例としていく」の部分については、なくても意味が通じるので、削っても良いかもしれない。

前文については、中庸をとって、長くもなく短くもないところで修正していきたい。少なくとも、中井町の特性をもう少し出すようにしたい、という意見であった。

委員

7ページの第3条の用語の定義の中で、第1号の「住民」について、「中井町内に住所を有する者をいう」となっており、第2号の「町民」でも「中井町内に～」となっているが、「町内」だけでいいのではないかと。

会長

第4号で「町」の定義を中井町役場（執行機関）としているので、「町内」とすると、「中井町役場（執行機関）内」と誤解されかねない。ここは、中井町の区域内ということを確認するために「中井町内」と言い表しているということである。

委員

「内」という言葉を使わないで、「中井町」ではいけないのか。

委員

「中井町に住所を有する者をいう」の方が言葉としてはいいかもしれない。

会長

厳密に表現しようとする「中井町の区域内」となるが、それはくどすぎる。

委員

第3号の「自治会等」の定義について、「その他のまちづくりに取り組む団体」は、町民を定義した第2号オの「中井町内において活動する個人又は団体」の「団体」の中に入らないのか。

事務局

第2号オの「団体」に含まれる。

委員

第3号の「自治会等」は、「等」を省いて「自治会」の方が分かりやすいのではないかと思う。「その他のまちづくりに取り組む団体」は、第2号オに含まれているから、消しても良いと思う。先ほど事務局からの説明で、「その他のまちづくりに取り組む団体」に含まれるものとしては、社会福祉協議会などである、という説明を受けたが、そういった団体は第2号オに含めればいいのか。

会長

他の条文にも関係するので、ここだけでは判断できない。第7条の「住民は、自治会等に参加し～」のところを含めた解釈をしなければならない。

事務局

会長が仰ったとおりで、他の条でどのように使われているかを含めて判断しなければならない。敢えて「自治会」に限定したいということであれば、それも構わないと思う。ただ、これまでの委員会でも議論があったように、自治会は任意団体であるので、他のまちづくりに取り組む団体と自治会とを分けることが本当にいいのかという問題はある。それでも、中井町では自治会を他の団体と区別するのであれば、「自治会」と規定することも考えられる。現状では「自治会等」として、自治会に焦点を合わせつつ、他のまちづくりに取り組む団体と平等に扱っているということである。

事務局

第7条第1項の解説ところで、「自治会をはじめとしたまちづくりに取り組む団体」とすることで、自治会に加入しなければならないということではなく、そういったまちづくりに取り組む団体にも加入する努力をしてください、と対象を広げているニュアンスである。

委員

社会福祉協議会などは社会福祉法人で法人格があるから、自治会の任意団体とは違う。町では、自治会の活動を活性化させて協働のまちづくりを進めているわけであるから、「等」というのはどうもしっくりこない。

委員

第3条第3号の「自治会等」の定義は、「その他のまちづくりに取り組む団体」も含まれるということだが、ほとんどが自治会で括れると思う。

会長

第7条で「自治会」に半ば強制的に加入する表現にすると、問題が起きるということだった。

委員

前回、それで「等」を加えたように思った。したがって、第3条第3号では「自治会」という一つの括りにしても構わないと思う。

会長

第7条の方を場合によっては変えて、言い回しは考えなければならないが、例えば、「住民は、自治会又はまちづくりに取り組む団体に参加し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めなければならない。」とすれば、特に問題が起きないということではないか。

委員

第3条第3号の解説で、『自治会』は、中井町では、誰もが知る名称ではありますが～とあるが、「自治会」は中井町独自の呼び方ではなく、全国でも同じように呼ばれている名称だと思う。「中井町では、」とわざわざ記載しなくても良いのではないか。中井町独自の呼び名のように読めてしまう。

会長

他の自治体では「町内会」など、「自治会」という名称に統一されていないところもあるが、中井町では「自治会」に統一されているから、敢えてここで言っていると思うが、いかがか。

委員

全国的にみると「自治会」、「町内会」、「町会」の3つの中で、「自治会」が一番多いのではないかと思う。

委員

井ノ口地区や中村地区に再編したときに、名称を「自治会」に統一したという経緯がある。町中で統一されているのだから良いと思う。

委員

中井町では、特に「自治会」で統一されており、このままでいいのではないかと。

委員

16 ページの第 8 条第 2 項の解説で「子どもたちの健全な育成に配慮する」とあるが、本則には「健全な」が入っていない。解説と揃えて、「健全な」を本則に付け足してはどうか。

会長

解説の中でせつかくいい言葉が使われているので、使った方がよい。

会長

他に意見はありますか。なければ、時間も迫ってきたことから、本日の議論はここまでにしたい。

(意見等、特になし)

議題（2）その他

会長

では、今後の予定を事務局から話してください。

事務局

9 月 17 日（火）から 10 月 7 日（月）までの 21 日間の日程でパブリックコメントを実施する。パブリックコメントについては、要綱により 30 日前までに広報等で周知するという定めがあるため、8 月 15 日号の「広報なかい」で周知する。

また、9 月 15 日号や 10 月 1 日号でも、なるべく町民の皆さんから意見をいただけるように、パブリックコメントの実施中であることを周知していきたい。

このパブリックコメントを受けて、次回の検討委員会の開催は 10 月下旬頃を予定している。その間、書面協議といった形で委員の皆さんにお諮りすることがあるかもしれないが、その際にはご協力をお願いしたい。

今日いただいた意見については、条文や逐条解説案に反映させた上で皆さんに諮りたい。

会長

パブリックコメントにかけるのは、逐条解説案か。また、どこに公表されるのか。

事務局

逐条解説案で意見を募集する。公表は、町ホームページ、事務局である町役場企画課、井ノ口公民館、境コミュニティセンター、農村改善センターで閲覧できるようにする。

委員

自治会を通じて周知する方法はないか。

事務局

9月に地区懇談会を予定しているので、皆さんにご覧いただいて、意見をいただくという話はある。

委員

自治会長をお願いをして、自治会ごとに意見を募集すると、より良いのではないか。

事務局

それぞれの自治会長にお任せして回答をいただくといったことは難しいところがあるが、できるだけホームページなどで周知を行いたい。条例ができたときに、町として、住民が地域づくりにどのように関わってもらいたいかを伝える機会は設ける予定はある。ご提案については、条例の策定に当たってのワンステップとしては難しいと考えている。

委員

最後に一つだけ、指摘させてもらいたい。

第5条第1号の「町民、議会及び町がそれぞれ基本理念の実現を目指し、その責務に基づき、及び協働によりまちづくりに取り組むこと。」の「及び」はなくてもいいのではないか。この「及び」があることにより大変分かりづらい。この「及び」はなくても通じるのではないか。

事務局

この「及び」については、「その責務に基づき」と「協働により」の2つの言葉を結んで「まちづくり・・・」に係っている。法制執務上のルールに基づいている。

会長

また、パブリックコメントで今のような意見が出てくるかもしれない。パブリックコメントや議会へ説明した際に出された意見については、次回の委員会で皆さんにもご意見を伺いたいの、よろしくお願ひしたい。

以上